# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを言言する。

特記事項

## 評価実施機関名

あさぎり町長

#### 公表日

令和7年6月12日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	いを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務						
	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の各種資格に関する届出の受付、資格確認書等の交付及び返還、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料に関する届出の受付等を行う。						
②事務の概要	①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課・徴収	②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認					
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理シム、統合宛名連携サーバ、熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム標準システムサーバー群と構成市区町村に設置される窓口端末で構成)、中間では、	ム(広域連合に設置される					
2. 特定個人情報ファイル	ル名						
	情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル、被保険者情報ファイル、収納履歴ファ 基本ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル	イル、口座情報ファイル、					
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 85項 平成26年内閣府·総務省令第5号第46条						
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>         1) 実施する         2) 実施しない         3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関におけ	ナる担当部署						
①部署	健康推進課						
②所属長の役職名	健康推進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示	示•訂正•利用停止請求						
請求先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 総務	務課 0966-45-1111					
8. 特定個人情報ファイル	いの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 健康	乗推進課 0966-45-7216					
9. 規則第9条第2項の過	適用 [	]適用した					
適用した理由							

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年4月12日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年4月12日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[    基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それ	れぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	クシステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分であ	55 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	55 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	55 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ットワークシステムを	通じた提供を除く。) [ O	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	登録や副本登録とは任所を含むまた、人手がる。・人為的ミスをいる。マイナンバなをいる。・マまた個人の発生を持ていた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の際には、本人かる情報による照会在する局面ごとに、 方止する対策を盛りたける事類を郵送りの書類を郵送がなど、ダブルチェを含む書類は、施いるフェンシュレッダー処理	いらのマイナン。を行うことを厳 人為的ミスが リ込んだ事務処 等する際は、宛 ックを行う。 錠できる規却施 または焼却施	录事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報守している。 発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じてい 理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有す 先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が等に保管することとしている。 設への直接搬入により実施することとしている。 が発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

9. 監査	<b>E</b>						
実施の	有無	[〇] 自己点検	[ ] [	内部監査	[	〕外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	啓発					
従業者(	に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 最	も優先度が高いと考	えられる対策		[ ]全項	[目評価又に	は重点項目評価	を実施する
最も優労る対策	も度が高いと考えられ	[ 3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正に 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏え 9) 従業者に対する教育	れるリスクへ、事務に必要 て不正に使用 な使用等のリ テわれるリスク システムを通 システムを通 い・滅失・毀打	の対策 のない情報と されるリスク・ リスクへの対策 クへの対策(委 低じて目的外の 低じて不正な提	の紐付けが行 への対策 表 記や情報提供ネ D入手が行わ 提供が行われ	ットワークシステムを通 れるリスクへの対	じた提供を除く。)
当該対策	策は十分か【再掲】	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
爿	判断の根拠	総合行政システムへのアクセ つ、ワンタイムパスワードを発 な職員の名簿が常に最新の また、アクセスログを記録し、 ことから、権限のない者(元晴 は「十分である」と考えられる	行するハート 情報となるよう 不正なアクセ は員、アクセス	ドウェアトーク: う更新を行うこ スがないこと	ンを所有する ことで、アクセス を分析・確認	職員に限定してお ス権限の適切な管 している。これらの	り、アクセス可能 理を行っている。 対策を講じている

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	町民課長 宮原恵美子	健康推進課長	事後	
	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199番地 あさぎり町役場 町民課 0966-45- 7213	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199番地 あさぎり町役場 健康推進課 0966-45-7216	事後	
和1年6月14日	Ⅳ. リスク対策	_	新設	事後	様式の変更によるもの
	I. 関連情報 II. しきい値判断項目 IV. リスク対策		標準準拠システムを用いた事務について再評価を実施し、令和7年5月版の様式で評価書を 作成した。	事前	